

滝川市放課後児童クラブ利用料等のキャッシュレス決済サービス提供事業者募集要項

1 募集の目的

滝川市放課後児童クラブ（6施設）において集金する利用料等について、現在は口座振替若しくは現金收受としており、現金收受にあたっては利用者及び職員の負担が大きくなっている。

そこで現金收受をキャッシュレス化することにより、利用者の利便性並びに信頼性の向上及び職員の業務負担の軽減を図ることを目的とするものである。

については、市が求める機能を有するキャッシュレス決済サービスについて、価格による評価のみならず、利用者の利便性向上や職員の業務負担軽減につながるサービスを導入するため、公募型企画提案方式により事業者を選定するものである。

2 事業概要

(1) 業務名

滝川市放課後児童クラブ利用料等のキャッシュレス決済サービスによる収納業務

(2) 事業の内容

ア キャッシュレス決済サービスに係る指定納付受託業務を行うこと

イ 運用に必要なシステム等の設定登録

ウ キャッシュレス決済サービスの利用にかかる操作研修の実施及び運用に必要なマニュアル等の提供

エ キャッシュレス決済サービス導入後における問合せ・運用サポート

オ その他、本業務に必要な事項

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 本業務の内容

別添「滝川市放課後児童クラブ利用料等のキャッシュレス決済サービスによる収納業務仕様書」のとおり

(5) 提案上限額

130,557円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(6) 担当部署

〒073-0032 滝川市明神町1丁目5番32号

滝川市健康こども未来部子育て応援課こども未来係 担当：伊藤、前田

電子メール：jidou@city.takikawa.lg.jp

3 参加資格

(1) 国、都道府県又は市区町村が発注した同種・類似業務を受注し、履行完了した実績があり、確実に履行できる者であること。

(2) 本業務に係る申請の資格については、法人又はその代表者が次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は入札執行日前6月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者

- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立てが行われた者
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てが行われた者
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者又は役員が暴力団の構成員等である者
- カ 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 11 年滝川市告示第 43 号）第 2 条第 1 項若しくは第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されている者
- キ 国税、地方税に滞納がある者

4 企画提案審査の手続き

(1) スケジュール

ア 募集要項等の公表	令和 8 年 5 月 25 日（月）
イ 募集要項等に関する質問	令和 8 年 6 月 2 日（火）15 時まで
ウ 質問に対する回答	令和 8 年 6 月 4 日（木）
エ 参加表明書の提出期限	令和 8 年 6 月 8 日（月）15 時まで
オ 企画提案書の提出期限	令和 8 年 6 月 12 日（金）15 時まで
カ プレゼンテーション（予定）	令和 8 年 6 月 22 日（月）
キ 審査結果の通知・公表（予定）	令和 8 年 6 月 23 日（火）

(2) 質問・回答

募集要項等に関する質問は、質問書（様式第 1 号）により以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和 8 年 6 月 2 日（火）15 時まで
- イ 提出方法 電子メールにより提出すること。
- ウ 回答 回答は令和 8 年 6 月 4 日（木）滝川市公式ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書等の提出

参加を希望する事業者は、参加表明書（様式第 2 号）により以下のとおり提出すること。また、同種又は類似業務実績表（様式第 3 号）をあわせて提出すること。

- ア 提出期限 令和 8 年 6 月 8 日（月）15 時まで
- イ 提出方法 電子メールにより提出すること。
なお、代表者職氏名の欄に押印のあるスキャンデータ（PDF ファイル）を提出すること。

(4) 企画提案書の提出

参加表明書を提出した事業者は、企画提案書を作成し、以下のとおり提出すること。

- ア 提出方法及び提出期限
 - ・提出期限 令和 8 年 6 月 12 日（金）15 時まで
 - ・提出方法 メール（宛先 jidou@city.takikawa.lg.jp）にデータを添付し提出すること。
 - ・提出形式 Word や PowerPoint、PDF 形式等、一般的に使用されているファイルとする。

- イ 企画提案書様式

企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

①機能概要

- ・別添、業務仕様書「3. 決済サービスの要件」に定める事項
- ・電子決済した施設利用料等を当市へ入金するまでの流れ
- ・決済処理における金額誤りや二重決済された場合の返金処理の流れ

②業務実施体制

③自由提案項目

- ・仕様書に記載のないサービスや機能等

④その他

- ・令和8年度の導入以降、予定されているバージョンアップ等（新たな決済種別や決済ブランド等）
- ・提供サービスにおける放課後児童クラブ利用料の決済以外に活用出来るサービスの想定（こども誰でも通園制度や一時的保育事業など）

⑤様式第3号「同種又は類似業務実績表」

(5) 見積書の提出

見積書（様式第4号）をスキャンしたもの（PDF ファイル）を、令和8年6月12日（金）15時までに企画提案書とともに提出すること。

なお、令和8年度における指定納付受託業務の対象となる収入等の見込みは次のとおりとする。

- ①サービス提供期間 令和8年8月から令和9年3月31日
- ②決済見込件数（令和8年度） 592件
- ③決済見込金額（ 〃 ） 1,836,000円

※想定される決済見込件数及び決済金額は実際の決済件数及び決済金額を保証するものではない。

(6) プレゼンテーション

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。

- ア 日程・場所 令和8年6月22日（月）（予定）（オンラインによるプレゼンテーションも可とする）

詳細は、プレゼンテーション実施該当者に別途連絡する。

- イ 審査組織 「滝川市放課後児童クラブ利用料等キャッシュレス決済サービス提供事業者選定に係る企画提案審査職員会議」を設置し、企画提案の審査を行う。

なお、審査職員会議は非公開とする。

- ウ 審査方法 ①説明時間20分、質疑応答10分、計30分とする。
②プレゼンテーションへの参加（オンラインでの発言者）は4名までとする。なお、原則として実施体制に記載されている者が説明を行うこと。

- エ 審査基準 別表「審査基準」のとおりとする。

- オ その他 ①提案者が4者以上となった場合には、提案書等について審査職員会議において上位3者を選定し、プレゼンテーションを実施する。
③プレゼンテーション内容については、市は録画又は録音することができ

るものとする。

(7) 審査結果

審査職員会議の審査結果に基づき、優先交渉事業者及び次点者を決定する。

審査結果については参加事業者に通知するとともに、公式ホームページにおいて優先交渉事業者の掲載を行う。

提案者が1者の場合においても審査基準に基づき審査職員会議を開催し、審査を行う。

5 契約手続

(1) 審査結果に基づく優先交渉事業者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。

(2) 協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。

(3) 契約締結にあたっては、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、協議の結果、必要に応じて訂正、追加、削除を行うものとする。

(4) 契約については、以下のとおり執り行う想定として、詳細は別途滝川市と協議を行うものとする。

契約名：滝川市放課後児童クラブ利用料等のキャッシュレス決済サービスによる収納業務

契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

支払：決済実績に応じた月締め払い

6 参加申請に係る留意事項

(1) 提出された申請書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することはできない。

(2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(3) 滝川市が選定に関し、追加書類の提出を求めるときは、それに応じること。

(4) 滝川市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる、また、滝川市の承諾を得ることなく、第三者に内容を提示することを禁じる。

(5) 申請書類は、滝川市情報公開条例（平成9年滝川市条例第6号）に基づく情報公開請求により公開されることがあるので、申請者は滝川市情報公開条例に基づき、滝川市を通じて管理業務の実施に当たり保有する文書の公開等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。

(6) 同一の法人が複数の申請をすることはできない。

(7) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。

(8) 滝川市に提出した申請書類は返却しない。

(9) 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(10) 参加にあたり、提案者に生じた損害等については、本市は一切その責を負わないものとする。

7 受託事業者に係る留意事項

(1) 個人情報の取扱い

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守の上、個人情報の取扱いを行うこと。

イ 受託者の役員及び従業員には、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不当な目的に使用しない旨の守秘義務が課せられ、これに違反したときは、懲役又は罰金の処罰が課せられる（契約期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又は職務を退いた後においても同様とする）。

ウ 滝川市を通じて、業務の実施に当たり保有する個人情報の開示又は訂正等の請求があったとき

は、速やかにこれに応じること。

(2) 業務の一括委託を禁止する。業務は、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけない。ただし、その一部について、あらかじめ滝川市が認めるときは、この限りではない。